報とは、死亡報告書と死亡告知書と二種類あって、死亡報告書は本籍地市町村長あてに送られ、市町村長はこの死亡公報によって戸籍を抹消することになっており、死亡告知書は各遺族に送付される。

△生存者の復員処理について

生存者は復員の時において、復員の手続きをするのが原則であるが、一部にはこの手続きがされずに帰っているものがあり、特に沖縄戦に参加した軍人軍属の生存者は、ほとんど処理されていない。このような人々は未払俸給や帰還旅費等の未支給の給与を精算するために、或は恩給法の権利を行使するために、本人の最終の身分や在職期間を決定する復員処理をしなければならない。

△戦斗協力（参加）者について

軍人軍属以外の一般人で、もとの陸軍や海軍の要請によって戦斗に協力（参加）して死亡した者、又は旧国家総動員法に基づいて微用された者及び総動員業務に協力させられて、業務遂行中に戦時災害が原因で死亡した者等については、援護法第３４条の規定によって、それぞれ弔慰金が支給されることになっている。これらの者の調整も、一応遺族から調査票を申告させることになるが、主として協力（参加）させられた時期と業務の内容、業務及び戦斗又は行動の状況等について審査されてのち、戦斗協力（参加）者として判定される。

以上のような処理の段階を経て、死亡者については遺族から援護法による遺族年金や弔慰金を請求し、のちに軍人は恩給法による公務扶助料に切替えとなり、厚生省から靖国神社へ合祀の手続きが取られる。また、傷病者はその傷害の程度によって援護法に定められた障害年金を請求し、のちに恩給法による傷病恩給に切替える。なお、生存者は最終の身分が決定して未払給与の精算がなされ、恩給年限に達した者は、恩給の請求をするということになる。次に外地未帰還者の場合は、現在外地で生きているという資料があって、本人は帰る意志がありながら事情で帰れないという場合に限り「未還者留守家族等援護法」による留守家族手当の請求がなされる。この法律は一般人でもソ連や中共地区にあるものであれば適用されることになっている。

△公報再発行の手続き

本来ならば一度発行された公報に対する再発行はしないのが原則であるが、沖縄のように戸籍簿が焼けて戸籍の再編成をする場合に限りなされる者で、普通他の都道府県ではなされない特異な事務である。

遺族の中には死亡処理の手続き（調査票の提出）をしないで、いきなり死亡公報再発行の手続きをされる方があるが、再発行の建前から、一応死亡公報が発行されたことのあるものに限ってこの手続きがなされるものであるから、取扱いを誤らないようにしなければならない。従ってこのような方々は、死亡処理の手続きをするため先ず調査票を提出するように注意しなければならない。

△未復員者等の問合わせについて

文書や新聞紙上で、未復員者について留守家族から度々問合わせを受けてるが、その際肝心な死亡者や未帰還者の氏名、生年月日、本籍等が記入されてないために、折角問合わせを受けても満足なお答えをすることができない状態にある。社会局援護課には或程度の資料が保管されているので、本人についての必要な事項がはっきりすれば、より以上のお

答えが出来ると思うので、今後問合わせをなさる方々は特に上記の要点に気をつけていただきたい。

△戦没学徒について

沖縄戦において、当時学徒で鉄血勤皇隊の通信隊や隊員として部隊に配属され、戦斗に参加して死亡したと申告された者が約１千４百名となっており、そのうち女子学徒については既に軍属として身分も決定され、大部分（２百２９件）死亡公報が発行されているが、男子学徒については、その過半数が１７才未満の者であるから、直ちに全員を軍人として取扱うことに踏切りがつかず、処理方針の決定がおくれて未だ１件の処理もなされていない。然し遺族や関係者の強い要望もあって、最近に至り厚生省でもこれが処理を急ぐこととなり、昨年の１２月戦没学徒の調査を琉球政府に依頼してきた。これによると大体の方針は、１７才未満であるなしは一応伏せて、事実に基づいて処理することとなり、その者が学徒隊の隊員であったかどうか、学徒隊編成の時にいたかどうか、戦斗に参加して死亡したかどうかによって身分を決定しようというものであり、琉球政府においてもこの方針に従って、昨年の１２月２８日旧沖縄師範を始め、各学校ごとに調査を開始して一通りの調査を終えたところである。

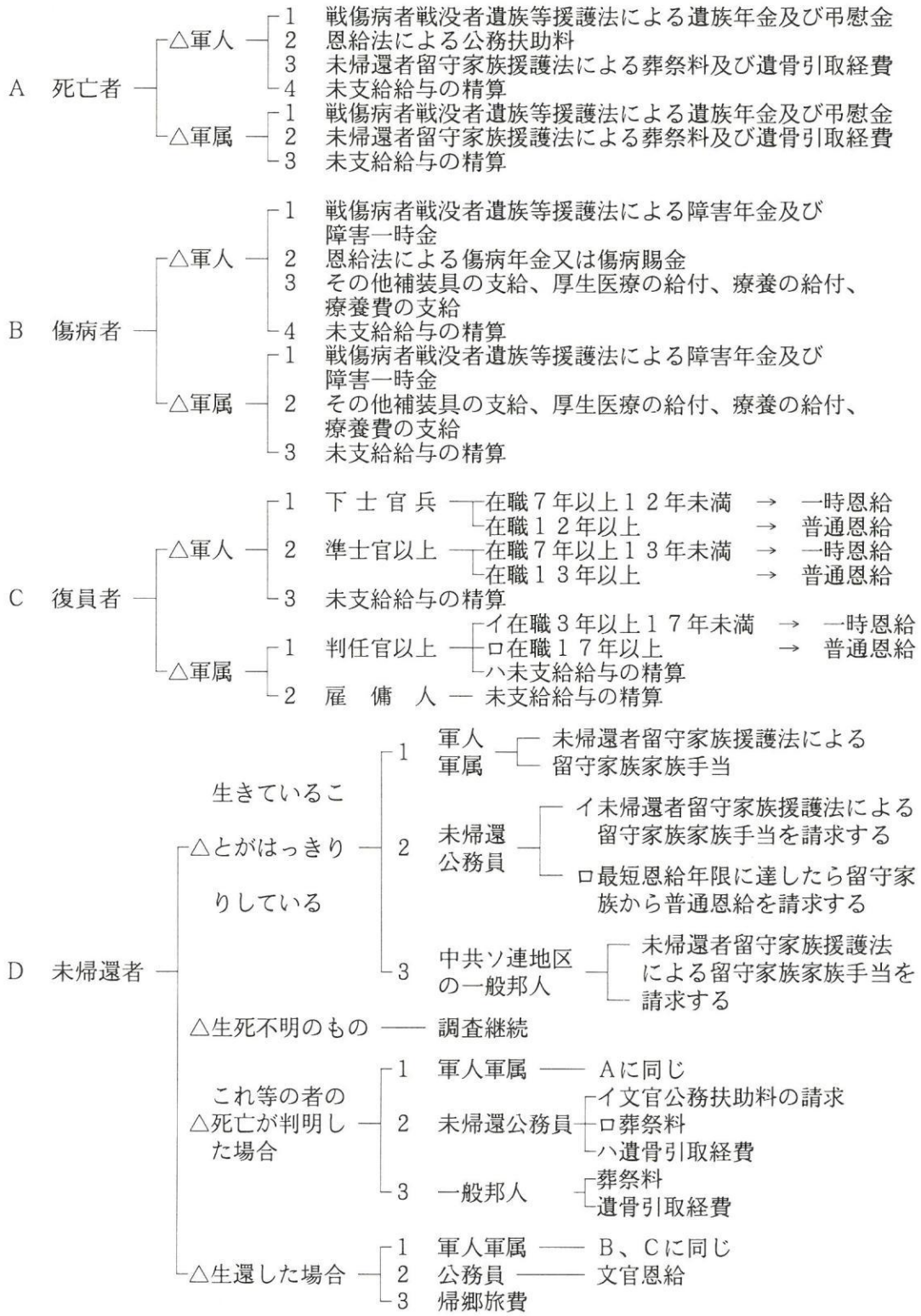
今までの「調査の結果は、」調査票のあるもののうち、隊員であって学徒隊編成の時にいた者６百２７名、編成の時にいなかった者が百９名、その他編成の時にいたかどうかはっきりしない者２百３６名となって、これは逐次調査がなされることになるが、編成の時いなかった者百９名については、別の方法すなわち防衛召集や現役入隊者等と同じ要領で調査して処理されるので、誤解のないよう承知願いたい

△調査表の提出

前にも述べたとおり、沖縄戦関係、外地関係を問わず、死亡したと思われるもの又は兵隊に行ったまま帰って来ない者は、遺族や関係者から調査票を提出することになっているが、中にはそのままだまっていても自然に処理されるものと解して調査票を出していない関係者があるように思われるので、一応洩れなくこの手続きをされることをおすすめしたい。

以上復員処理業務の経過概況と調査の要領、あり方等について述べてきたが、これらの復員処理が完了したら、いずれの法令と関係があるか、次に附記して結ぶことにしたい。

別紙


A 死亡者
△軍人
1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金及び弔慰金
2 恩給法による公務扶助料
3 未帰還者留守家族援護法による葬祭料及び遺骨引取経費
4 未支給給与の精算
△軍属
1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金及び弔慰金
2 未帰還者留守家族援護法による葬祭料及び遺骨引取経費
3 未支給給与の精算
B 傷病者
△軍人
1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金及び障害一時金
2 恩給法による傷病年金又は傷病賜金
3 その他補装具の支給、厚生医療の給付、療養の給付、療養費の支給
4 未支給給与の精算
△軍属
1 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金及び障害一時金
2 その他補装具の支給、厚生医療の給付、療養の給付、療養費の支給
3 未支給給与の精算
C 復員者
△軍人
1 下士官兵
在職7年以上12年未満 → 一時恩給
在職12年以上 → 普通恩給
2 準士官以上
在職7年以上13年未満 → 一時恩給
在職13年以上 → 普通恩給
3 未支給給与の精算
△軍属
1 判任官以上
イ在職3年以上17年未満 → 一時恩給
ロ在職17年以上 → 普通恩給
ハ未支給給与の精算
2 雇傭人 ― 未支給給与の精算
D 未帰還者
△とがはっきりしている
生きていること
1 軍人 軍属
未帰還者留守家族援護法による留守家族家族手当
2 未帰還公務員
イ未帰還者留守家族援護法による留守家族家族手当を請求する
ロ最短恩給年限に達したら留守家族から普通恩給を請求する
3 中共ソ連地区の一般邦人
未帰還者留守家族援護法による留守家族家族手当を請求する
△生死不明のもの ― 調査継続
△死亡が判明した場合
これ等の者の
1 軍人軍属 ― Aに同じ
2 未帰還公務員
イ文官公務扶助料の請求
ロ葬祭料
ハ遺骨引取経費
3 一般邦人
葬祭料
遺骨引取経費
△生還した場合
1 軍人軍属 ― B、Cに同じ
2 公務員 ― 文官恩給
3 帰郷旅費

沖縄戦々闘概況

沖縄県生活福祉部援護課

沖縄戦戦々概況

沖縄県生活福祉部

第三十二軍（通称号、球一六一六部隊）

南西諸島防衛の任務を以って昭和十九年四月一日、大本営の直轄に昭和十九年五月十五日、西部軍隷下に、昭和十九年七月十一日以降台湾軍（第十方面軍）の隷下に移り海、陸、空相談協力して北緯２８度１０分、東経２２度３０分に至る南西講島の防衛に任じた。

当初（昭和十九年九月）の兵力は三筒師団と五箇旅団とからなり、其の兵力配備は沖縄本島にその主力三箇師団（第九、二四、六二師団）一箇旅団（独混四四旅団）を宮古島には一箇師団）第二八師団一筒連隊欠）と二箇旅団（独混五九、六〇）を、石垣島、大東島、あま美大島にはそれぞれ約一箇旅団を配備していた。

ところが其の後、大本営の作戦計画の変更（台湾防衛強化のため）により、精錬第九師団（武部隊）は抽出転用され、昭和二十年一月中旬、沖縄作戦準備を一擲して台湾へ転進した其の結果、沖縄木本島の地上兵力は次の如く二箇師団半基幹に減少した。

第二十四師団（師団長　雨宮巽中将）
第六十二師団（師団長　藤岡武雄中将）
独立混戦第四十四旅団（旅団長　鈴木繁二少将）
野戦重砲兵第一（一大隊欠）第二十三聯隊
独立重砲兵百大隊
重砲兵第七聯隊
中迫第四、第五、軽迫第一、第二大隊
戦車第二十七聯隊
其の他各種軍直轄部隊

右の外大田少将の率いる海軍陸戦隊約五、〇〇〇（沖根司）が小禄に在った。
沖縄戦に参加した三十二軍関係戦斗参加部隊名及び戦斗参加指揮官名表は別表１、２の通りである。

終戦後、第三十二軍に関係した朝鮮人、台湾人は連合軍の指示により、沖縄本島及宮古島に残留、別箇に復員した。又沖縄人は各部毎に現地除隊した。（月日は各箇不明）

沖縄戦、戦斗参加部隊指揮官表

第三十二軍司令官	牛島　満	中将
参謀長	長　勇	中将
（直轄部隊）		
第四十九兵站地区隊	高宮　章	大佐
独立工兵第六六大隊	植松新一	大尉
戦車第二七連隊	村上　正	中佐
独立機関銃第三大隊	金田郁平	少佐
〃　第四大隊	陶山勝章	少佐

〃　第一四大隊	村山甚太郎	中	佐
〃　第一七大隊	高島惣吉	大	尉
独立速射砲第三大　隊	一法師鉄男	中	佐
〃　第七大　隊	中島孝正	中	佐
機関砲第一〇三大隊	開米芳雄	大	尉
〃　第一〇四大隊	中田美智平	大	尉
〃　第一〇五大隊	村上未夫	少	比
第二一野戦高射砲司令部	吉田清	中	佐
野戦高射砲　第七九大隊	森本敏昭	少	佐
〃　第八〇大隊	須藤久七	少	佐
〃　第八一大隊	大島卓二	大	尉
独立高射砲　第二七大隊	大滝善太郎	少	佐
電信第三六連隊	大竹元治	少	佐
第三二軍防衛築城隊	牟田大輔	大	尉
第一野戦築城隊	駒馬鎌	大	尉
第三二軍兵器勤務隊	杉本真	少	佐
〃　野戦貨物廠	伊藤馨	大	佐
〃　野戦兵器廠	土田勘次郎	中	佐
特設警備第二二三中隊	永岡敬淳	大	尉
〃　第二二四中隊	高江洲勲	少	尉
〃　第二二五中隊	西銘生一郎	中	尉（生）
特設警備工兵第五〇二中隊	宜保豊猛	中	尉
特設警備工兵第五〇三中隊	永山盛懐	中	尉（生）
〃　第五〇四中隊	小場良昌	中	尉

第五砲兵司令官	和田孝助	中	将
野戦重砲兵第一連隊	山根正	大	佐
〃　第二三連隊	神崎清治	大	佐
空砲兵第七連隊	樋口良彦	大	佐
独立重砲兵第一〇〇大隊	河村秀人	中	佐
独立臼砲第一連隊	入部兼保	中	佐
独立迫重砲八ケ中隊			

第二四師団長	雨宮巽	中	将
歩兵第二二連隊	吉田勝	中	佐
歩兵第三二連隊	北郷格郎	少	佐
歩兵第八九連隊	金山均	大	佐
捜　索　第二四連隊	才田勇太郎	少	佐
野砲兵　第四二連隊	西沢勇雄	大	佐
工　兵　第二四連隊	児玉信輝	大	佐